

政令番号234 臭素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	9.0E+1			90.0				90.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	1.7E+2			170.0				170.0
15	新潟県								
16	富山県						5.0E+0	5.0	5.0
17	石川県								
18	福井県						2.1E+3	2,100.0	2,100.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	8.3E+0			8.3				8.3
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	5.1E+1			51.0				51.0
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県	1.1E+2			110.0				110.0
35	山口県	7.0E+2			701.5		7.5E+2	750.0	1,451.5
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	5.0E+1			50.0		8.0E+1	80.0	130.0
39	高知県								
40	福岡県						1.0E+0	1.0	1.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県	2.0E-1			0.2		2.8E+0	2.8	3.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.2E+3			1,181.0		2.9E+3	2,938.8	4,119.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。